

平成29年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 地方創生先行型交付金の不適切な執行に対する検証について

平成27年度限りで内閣府が実施した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業については、会計検査院が18県及び280市町村を対象として検査したところ、28年度決算検査報告において交付対象とは認められない費用を含めるなどした2億2,434万円の不適切な執行が指摘された。その後、同事業について、21道府県及び371市町村を対象として引き続き検査したところ、29年度決算検査報告においても、地方公共団体が実施計画で定めた事業実施期間中に行っていない事業に係る費用を交付対象事業費に含めるなどした2億4,482万円の不適切な執行が指摘された。

政府は、会計検査院から交付金の使途等についての指摘を受けた場合は、同様の事態の有無などについて早急に検証を行い、地方公共団体等における不適切な執行等が確認された場合に、会計検査院の更なる指摘を待つことなく、国庫返納等の措置を講じさせるべきである。

2 災害復旧事業及び耐震補強工事において整備される施設の安全確保について

近年、我が国においては、地震や豪雨等による災害が激甚化しており、被災施設の速やかな復旧とともに、防災及び減災に向け、既存施設においても安全の確保が求められている。会計検査院が検査したところ、地方公共団体が実施した事業において、災害等により被害を受けたため池の堤体や擁壁の復旧工事の設計が不適切な事態や、耐震補強のための橋梁工事の設計が不適切な事態などが明らかとなった。

政府は、地方公共団体に対して、災害復旧事業及び耐震補強工事における設計についての理解を促進するとともに、委託した設計業務の成果品に対する検査が適切に行われるよう指導し、さらに、施設の安全確保を担う人材の育成、組織体制の強化、防災減災技術の活用等の支援を行うべきである。

3 中高年世代を含めた引きこもりの対策強化について

内閣府は、平成31年3月に引きこもり状態にある40歳から64歳の中高年世代が全国で推計61万3千人との調査結果を公表した。厚生労働省では、ひきこもり地域支援センターにおいて、相談の実施や就労に向けた支援などを行ってきているが、中高年世代を含めた引きこもりの対策強化が必要な状況となっている。また、引きこもり支援事業者が、高齢の親を狙い著しく高額な料金を要求する事例等も発生していることが報道されている。

政府は、引きこもりの原因や事情が様々であることに鑑み、NPOなどと連携したきめ細かい対応を行うべく、引きこもり状態にある者の実状の把握、中高年世代の引きこもり状態にある者を含め本人や家族が相談しやすい窓口の整備、居場所づくりの支援、専門スタッフの一層の充実等を行うとともに、悪質な支援事業者による被害防止に向けた対策を講じるべきである。

4 男性の育児休業の取得推進について

内閣府は、第四次男女共同参画基本計画を策定し、男性中心の労働慣行等を変革するとともに、男性の育児への参画を進める観点から、男性の育児休業の取得について、令和2年までに取得率を13%とする成果目標を設定し、取得の推進に取り組んでいる。しかしながら、その取得率は国家公務員10.0%（平成29年度）、地方公務員4.4%（29年度）、民間企業5.14%（29年）であり、それぞれ成果目標達成の見通しが立っていない。また、取得期間についても、民間企業においては、1か月未満が83.1%、5日未満が56.9%と極めて短期間の取得が多い状況となっているなど、男性の実質的な育児参画に至っていない。

政府は、女性活躍の推進、子育て支援の観点から、男性の実質的な育児参画の推進に向けて、男性の育児休業取得の促進に係る取組状況等の調査を踏まえ、取得率の向上に向けた実効性のある取組を推進すべきである。

5 高齢運転者による交通事故の防止に向けた取組について

政府は、高齢運転者による交通事故防止のため、免許の更新時において、認知機能の検査とともに運転適性検査や実車による高齢者講習を実施するなど対策を講じてきた。運転免許の自主返納も行われ、返納件数は増加しているが、いまだ悲惨な

事故が後を絶たない状況が続いている。事故防止には、日常生活における高齢者の自由な移動手段を確保する必要性にも配慮した上で、高齢運転者をめぐる交通安全対策の更なる充実強化が求められている。

政府は、認知機能等が低下した運転者を的確に把握し、免許の自主返納制度の周知や相談体制の一層の強化を図るとともに、安全運転サポート車限定免許等の高齢運転者の運転能力に応じた免許制度の導入を検討するなど、高齢運転者による事故防止に全力で取り組むべきである。

6 高齢者等の消費者被害を防ぐ見守りネットワークの構築等について

消費者庁は、平成20年度から31年度予算に地方消費者行政に係る交付金597億円を計上し、地方公共団体の取組を支援している。27年度からは地方消費者行政強化作戦に取り組んでおり、高齢者等の消費者被害を防ぐための人口5万人以上の全545市区町への見守りネットワークの構築等の政策目標を設定しているが、31年4月末時点で、見守りネットワークの構築が全体の2割に満たない104市区にとどまるなど、目標の多くが未達成となっている。

政府は、目標が未達成となっている原因の究明と地方公共団体に交付された交付金の活用状況の検証を行い、高齢者等の消費者被害防止に向けた実効性ある取組を強化すべきである。

7 効果が発現していない政府開発援助事業について

効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について、本委員会が平成28年度決算審査措置要求決議を行ったにもかかわらず、平成29年度決算検査報告では、エチオピアの助産院機材整備計画において、在エチオピア大使館が事業計画策定時に開業基準を十分確認していなかったり、ペルーの下水道整備事業において、施工管理を行うコンサルタントへの独立行政法人国際協力機構（JICA）による適切なモニタリングが行われていなかったことなどにより、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、会計検査院から、毎年のように効果が発現していないODA事業に関して指摘されていることを真摯に受け止め、事業実施機関等に対して早急に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、事業実施機関等と直接交渉やモニタ

リングを行う在外公館及びJICAの体制強化をより一層図るべきである。

8 競馬等の高額な払戻金に係る所得に対する課税について

競馬等においては払戻金が高額になることがあるが、払戻金の支払における本人確認を行う仕組みは整備されていない。会計検査院が一口1,050万円以上の高額な払戻金について検査したところ、所得税における申告納税制度の下、平成27年分の払戻金127億4,476万円のうち約8割が申告されていない状況となっていた。また、競馬等の払戻金に係る支払は、支払調書や源泉徴収の対象とされていないため、税務署等は高額な払戻金に関する情報を入手しておらず、税務調査では払戻金の支払を十分捕捉できない状況となっていた。

政府は、競馬等において、高額な払戻金を受けた者が適切に納税するよう、適正な申告を促す広報を充実させるとともに、高額な払戻金を受けた個人を特定するなど適正な課税の確保に資する制度を、関係機関と連携して構築すべきである。

9 高校生等奨学給付金制度における代理受領の確実な実施について

文部科学省の高校生等奨学給付金制度においては、保護者等から高校等に奨学給付金の受給等の委任があった場合、高校等が給付金を代理受領して、保護者等から徴収する授業料以外の教育費と相殺することができるとされている。会計検査院が19府県を検査したところ、12府県では代理受領が制度化されておらず、保護者等の教育費未納により高校等の生徒延べ193人が除籍や出席停止等の学業上の不利益を受けていることが明らかとなった。

政府は、生徒が教育費未納によって学業上の不利益を受けることのないよう、代理受領の実施状況のフォローアップを行うなど、制度の更なる改善に取り組むべきである。

10 官民イノベーションプログラムにおける政府出資金等の取扱いについて

東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学の4国立大学法人は、100%出資の子会社を介し設立したファンドを通じて、各大学法人の研究開発成果を活用する事業者等へ支援を行う官民イノベーションプログラムを実施している。会計検査院が検査したところ、平成28年度末において、事業者等への実支援額は46億円にとどまる

など低調となっていること、政府出資金1,000億円のうち447億円及び運営費交付金200億円のうち187億円の使途が未定となっており、各大学法人において資金が十分に活用されていないことが明らかとなった。

政府は、出資等を行った事業の効果を十分に検証するとともに、有効な活用方法について検討すべきである。

11 労災診療費の算定における労災治療計画加算の見直しについて

厚生労働省は、労働災害を被った労働者の早期の治癒と職場復帰のために、医療機関が労災治療計画書を作成することにより、労災診療費に労災治療計画加算を算定できることとしている。会計検査院が平成28年度の労災治療計画加算に係る労災診療費7万6,714件を検査したところ、労災治療計画書を作成していたのは3.2%にすぎず、入院基本料等に係る入院診療計画書で代用していたり、労災治療計画書と入院診療計画書の記載項目の多くが同一であるなど、加算を設けた趣旨がいかされていないことが明らかとなった。

政府は、労災治療計画加算について、医療機関における運用の実態等を把握するとともに、その趣旨をいかした運用の可能性を改めて検討した上で、廃止を含めて抜本的に見直すべきである。

12 地域医療情報連携ネットワークの低調な運用実態について

厚生労働省は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために平成26年度に創設した地域医療介護総合確保基金等を通じて、医療機関における診療データを共有する地域医療情報連携ネットワークの地方公共団体による整備を支援している。しかしながら、当該補助金等を活用して整備された全国211のネットワークにおける登録患者数は国内人口の1%にとどまるなど、多額の公費を投じながら費用対効果が極めて低い運用の状況等が審査の中で明らかとなった。

政府は、これまで地域医療情報連携ネットワークの整備のために支給された補助金が適切に執行されているかを検証し、その在り方を含め検討すべきである。

13 児童虐待防止対策に取り組む児童相談所等の業務改善について

厚生労働省は、これまでに児童虐待等防止対策に取り組んできたが、悲惨な児童

虐待事件は後を絶たず、全国の児童相談所における平成29年度の児童虐待相談対応件数は、過去最高の13万3,778件（速報値）となる一方で、児童福祉司の数は3,240人にとどまっている。30年度には政府全体として児童虐待防止対策を強化する必要から、令和4年度までに児童福祉司を5,260人に増加させること等を内容とする児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定されたが、一人当たりの児童福祉司の業務負担は重く、児童相談所等の体制を質・量ともに一層強化することが必要となっている。

政府は、児童相談所の体制整備や関係機関との連携強化の取組がより効率的かつ効果的に実施されるよう努めるべきである。

14 アスベストによる健康被害の防止について

重篤な健康被害を生じるおそれのあるアスベスト（石綿）は、平成18年に全面使用禁止となったが、それ以前に使用された建築物が大量に残っており、今後解体工事が増加する見込みとなっている。また、大規模災害時には建築物の倒壊等により、地域住民に対するアスベストの暴露が懸念される。アスベストの早期除去のためには建築物ごとの使用実態の把握が必要であるが、遅々として進んでいない。

政府は、アスベストに関して専門的な知識を有する資格者の育成に努め、解体工事等に当たり資格者による適切な事前調査が行われる体制を整備するなど、建設労働者のアスベスト暴露防止対策の徹底を図るべきである。また、アスベストの使用実態の把握を一層促進し、災害時も見据えた暴露防止体制を構築するなど、アスベストによる健康被害の防止に全力で取り組むべきである。

15 和牛遺伝資源及び植物新品種の海外への流出防止について

平成31年3月、和牛の精液及び受精卵を一旦海外へ持ち出した者が、家畜伝染病予防法及び関税法違反で逮捕される事案が発生した。また、我が国で開発されたイチゴ等植物の優良新品種の種苗等が無断で海外に持ち出され、我が国の品種を基に開発された品種が販売・輸出されていることなどが明らかとなっている。和牛遺伝資源や植物の優良新品種といった我が国固有の貴重な財産が侵害されることにより、我が国の農畜産物の輸出に係る多額の機会損失が発生する事態に陥っている。

政府は、和牛遺伝資源や植物新品種の種苗等の海外への流出を未然に防止するた

め、これらの流通管理を強化させ、水際等での流出防止措置を徹底するとともに、我が国の農畜産物に係る権利保護の取組を強化すべきである。

16 治山事業における不適切な事業実施等について

林野庁は、山地災害から国民の生命、財産等を守るため、治山事業を行っている。会計検査院が検査したところ、国有林に対して行う直轄治山事業において、原則5年ごとに行う流域別調査が10年以上行われないうまま治山事業の実施計画が策定され工事が行われている事態、都道府県が民有林に対して行う補助治山事業において、危険地区調査の結果を活用していない実施計画により工事が行われている事態、市町村の地域防災計画における危険地区周知等のソフト対策と連携せずに治山施設の工事が行われている事態等が明らかとなった。

政府は、山地の現況を流域別調査や危険地区調査等により適切に把握し、調査結果を事業実施計画に反映させ、効果的に治山事業を実施するとともに、治山事業と市町村の地域防災計画におけるソフト対策との連携を早急に図り、地域住民の安全を確保すべきである。

17 官民ファンドの運用の在り方について

平成30年9月に発足した株式会社産業革新投資機構は、役員報酬額等をめぐる経済産業省との対立から、同年12月に取締役9人が辞任して事実上の業務停止状態に陥り、他の官民ファンドとの統合や連携の検討が進められない状況となった。また、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）については、26年に出資したシンガポールにおけるジャパンフードタウン事業等の2事業が収益面では低調に終わったことが明らかとなった。

政府は、官民ファンドの在り方について、多額の損失により政府出資等に重要な悪影響を及ぼすおそれがないのか、総括し検討すべきである。